

令和元年版
再犯防止推進白書



法務省

令和元年版
再犯防止推進白書

法務省

本書は再生紙を使用しております。

再犯防止推進白書の刊行に当たって



法務大臣

森 まさこ

令和という新たな時代が幕を開けました。時代が変わっても、国民の誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会は、国民生活の基盤であり、政府が取り組む一億総活躍社会、女性や若者が活躍する社会、地方創生等の礎となるものです。

政府においては、これまで、2003年（平成15年）に第1回の犯罪対策閣僚会議を開催して以来、再犯防止のための様々な取組を実施してきました。そして、2016年（平成28年）12月に再犯の防止等の推進に関する法律が制定されたことを受け、2017年（平成29年）12月、我が国として初めてとなる「再犯防止推進計画」を閣議決定し、現在、政府一丸となって、地方公共団体、民間協力者等と連携して、各種施策を推進しているところです。

特に、令和2年度には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会とともに、犯罪防止・刑事司法分野における国際連合最大規模の会議である「国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）」が京都で開催されるなど、世界中から、我が国の安全・安心な社会に対して注目が集まります。これを契機とし、我が国の再犯防止に関する取組を世界に積極的に発信するとともに、「世界一安全な国、日本」を実現すべく再犯防止の施策を一層推進していくことが重要です。

今回の再犯防止推進白書には、「再犯防止推進計画」元年である平成30年度に政府が講じた取組を中心に掲載しています。また、より多くの国民の皆様が再犯防止の取組に関心を持っていただけるよう、コラムを通じ、再犯防止に取り組む民間協力者の方々の様子を伝えるとともに、特集として、近年社会的な問題となっている依存症について取り上げ、国、地方、民間団体等における依存症対策の取組を紹介しています。

本白書が、国民の皆様の再犯防止への御理解を深めていただく一助となるとともに、皆様お一人お一人が、それぞれのお立場において、再犯防止の推進のための具体的な行動を起こしてくださることを期待しております。

○表紙の絵画作品について



「桜 2019」豊ヶ岡学園

この作品は、少年院である豊ヶ岡学園の生徒9名が、地元協力者の指導を受けながら、協同して製作したものです。

豊ヶ岡学園は愛知県豊明市に所在する施設で、おおむね14歳から20歳までの男子が矯正教育を受けています。

このように少年院では、美術作品の創作活動等を通じて情操を豊かにするための活動も行っています。

○各ページ下部の  について

“幸福（しあわせ）の黄色い羽根” というシンボルマークです。

犯罪のない幸福で明るい社会を願うとの意味が込められています。

更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ」（1977年（昭和52年）、山田洋次監督）から着想を得て、“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして、2008年（平成20年）に生まれました。

目次

第1章 再犯の防止等に関する施策の指標

| | | |
|-----|---|----|
| 第1節 | 再犯の防止等に関する施策の成果指標 | 2 |
| 1 | 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率 | 2 |
| 2 | 新受刑者中の再入者数及び再入者率 | 3 |
| 3 | 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率 | 3 |
| 4 | 主な罪名（覚せい剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率 | 6 |
| 第2節 | 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標 | 7 |
| 1 | 就労・住居の確保等関係 | 7 |
| (1) | 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合 | 7 |
| (2) | 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数 | 7 |
| (3) | 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 | 8 |
| (4) | 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合 | 8 |
| (5) | 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数 | 8 |
| 2 | 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係 | 9 |
| (1) | 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 | 9 |
| (2) | 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合 | 9 |
| 3 | 学校等と連携した修学支援の実施等関係 | 10 |
| (1) | 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、 出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率 | 10 |
| (2) | 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者 又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 | 10 |
| (3) | 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率 | 11 |
| 4 | 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係 | 11 |
| (1) | 保護司数及び保護司充足率 | 11 |
| (2) | “社会を明るくする運動”行事参加人数 | 11 |
| 5 | 地方公共団体との連携強化等関係 | 12 |
| (1) | 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合 | 12 |

第2章 就労・住居の確保等のための取組

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1節 | 就労の確保等 | 14 |
| 1 | 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得 | 14 |
| (1) | 職業適性等の把握 | 14 |
| (2) | 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援 | 14 |
| (3) | 矯正施設における職業訓練等の充実 | 17 |
| (4) | 資格制限等の見直し | 18 |
| 2 | 就職に向けた相談・支援等の充実 | 18 |
| (1) | 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実 | 18 |
| (2) | 非行少年に対する就労支援 | 22 |

| | | |
|----------|--|----|
| 3 | 新たな協力雇用主の開拓・確保 | 22 |
| (1) | 企業等に対する働き掛けの強化 | 22 |
| (2) | 各種事業者団体に対する広報・啓発 | 24 |
| (3) | 多様な業種の協力雇用主の確保 | 24 |
| 4 | 協力雇用主の活動に対する支援の充実 | 25 |
| (1) | 協力雇用主等に対する情報提供 | 25 |
| (2) | 協力雇用主の不安・負担の軽減 | 25 |
| (3) | 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援 | 27 |
| (4) | 協力雇用主に関する情報の適切な共有 | 27 |
| 5 | 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等 | 27 |
| (1) | 国による雇用等 | 27 |
| (2) | 協力雇用主の受注の機会の増大 | 27 |
| (3) | 補助金の活用 | 28 |
| (4) | 協力雇用主に対する栄典 | 28 |
| 6 | 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実 | 28 |
| (1) | 就労した者の離職の防止 | 28 |
| (2) | 雇用した協力雇用主に対する継続的支援 | 29 |
| (3) | 離職した者の再就職支援 | 29 |
| 7 | 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保 | 30 |
| (1) | 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実 | 30 |
| (2) | 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用 | 30 |
| (3) | ソーシャルビジネスとの連携 | 33 |

| | | | |
|--------|----------|---|----|
| Column | 1 | 日本財団による ^{しよくしん} 職親プロジェクト | 33 |
|--------|----------|---|----|

| | | |
|------------|---------------------------------|----|
| 第2節 | 住居の確保等 | 35 |
| 1 | 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実 | 35 |
| (1) | 帰宅先確保に向けた迅速な調整 | 35 |
| (2) | 受刑者等の親族等に対する支援 | 35 |
| 2 | 更生保護施設等の一時的な居場所の充実 | 36 |
| (1) | 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実 | 36 |
| (2) | 更生保護施設における処遇の基準等の見直し | 36 |
| (3) | 自立準備ホームの確保と活用 | 36 |
| 3 | 地域社会における定住先の確保 | 37 |
| (1) | 住居の確保を困難にしている要因の調査等 | 37 |
| (2) | 住居の提供者に対する継続的支援の実施 | 37 |
| (3) | 公営住宅への入居における特別な配慮 | 37 |
| (4) | 賃貸住宅の供給の促進 | 38 |
| (5) | 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実 | 38 |

| | | | |
|--------|----------|-----------------------------------|----|
| Column | 2 | 更生保護施設「清心寮」による地域と連携した社会復帰支援 | 39 |
|--------|----------|-----------------------------------|----|

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

| | | |
|-----|-------------------------------------|----|
| 第1節 | 高齢者又は障害のある者等への支援等 | 42 |
| 1 | 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実 | 42 |
| (1) | 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化 | 42 |
| (2) | 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導 | 43 |
| (3) | 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等 | 44 |
| (4) | 更生保護施設における支援の充実 | 44 |
| (5) | 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施 | 45 |
| 2 | 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化 | 45 |
| (1) | 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け | 45 |
| (2) | 社会福祉施設等の協力の促進 | 47 |
| (3) | 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化 | 48 |
| 3 | 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施 | 48 |
| (1) | 刑事司法関係機関の体制整備 | 48 |
| (2) | 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討 | 48 |

Column

3

農福連携によるキョードー者の社会復帰・参画へ 49

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第2節 | 薬物依存を有する者への支援等 | 51 |
| 1 | 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等 | 51 |
| (1) | 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施 | 51 |
| (2) | 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備 | 55 |
| (3) | 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実 | 55 |
| (4) | 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討 | 56 |
| 2 | 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実 | 57 |
| (1) | 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大 | 57 |
| (2) | 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実 | 57 |
| (3) | 自助グループを含めた民間団体の活動の促進 | 58 |
| (4) | 薬物依存症者の親族等の知識等の向上 | 58 |
| (5) | 薬物依存症対策関係機関の連携強化 | 58 |
| (6) | 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討 | 61 |
| 3 | 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成 | 61 |
| (1) | 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成 | 61 |
| (2) | 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成 | 62 |
| (3) | 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成 | 62 |
| (4) | 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成 | 62 |

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1節 | 学校等と連携した修学支援の実施等 | 64 |
| 1 | 児童生徒の非行の未然防止等 | 64 |
| (1) | 学校における適切な指導等の実施 | 64 |
| (2) | 地域における非行の未然防止等のための支援 | 66 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (3) 警察における非行少年に対する支援 | 69 |
| 2 非行等による学校教育の中断の防止等 | 70 |
| (1) 学校等と保護観察所が連携した支援等 | 70 |
| (2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実 | 70 |
| (3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実 | 71 |
| 3 学校や地域社会において再び学ぶための支援 | 71 |
| (1) 矯正施設からの進学・復学の支援 | 71 |
| (2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援 | 72 |

| | | | |
|---------------|----------|-----------------------|----|
| Column | 4 | 東北少年院と宮城教育大学が連携した修学支援 | 73 |
|---------------|----------|-----------------------|----|

第5章

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

| | | |
|------------|----------------------------------|----|
| 第1節 | 特性に応じた効果的な指導の実施等 | 76 |
| 1 | 適切なアセスメントの実施 | 76 |
| (1) | 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化 | 76 |
| (2) | 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用 | 79 |
| 2 | 性犯罪者・性非行少年に対する指導等 | 79 |
| (1) | 性犯罪者等に対する専門的処遇 | 79 |
| (2) | 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止 | 82 |
| 3 | ストーカー加害者に対する指導等 | 82 |
| (1) | 被害者への接触防止のための措置 | 82 |
| (2) | ストーカー加害者に対するカウンセリング等 | 83 |
| (3) | ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究 | 83 |
| 4 | 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等 | 83 |
| (1) | 暴力団からの離脱に向けた指導等 | 83 |
| (2) | 暴力団員の社会復帰対策の推進 | 85 |
| 5 | 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等 | 85 |
| (1) | 刑事司法関係機関における指導体制の充実 | 85 |
| (2) | 関係機関と連携したきめ細かな支援等 | 85 |
| (3) | 少年鑑別所における観護処遇の充実 | 86 |
| (4) | 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進 | 86 |
| (5) | 保護者との関係を踏まえた指導等の充実 | 87 |
| (6) | 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等 | 89 |
| 6 | 女性の抱える問題に応じた指導等 | 89 |

| | | | |
|---------------|----------|--------------------------------|----|
| Column | 5 | 特性に応じた効果的な指導の実施等のための地域の専門家との連携 | 90 |
|---------------|----------|--------------------------------|----|

| | | |
|----------|---------------------------------|----|
| 7 | 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等 | 92 |
| 8 | その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実 | 93 |
| (1) | 各種指導プログラムの充実 | 93 |
| (2) | 社会貢献活動等の充実 | 98 |

| | |
|---|-----|
| (3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用 | 99 |
| 9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等 | 100 |
| 10 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究 | 102 |

| | |
|--|-----|
| Column 6 保護観察所における社会貢献活動の取組について | 103 |
|--|-----|

第6章

民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 第1節 民間協力者の活動の促進等 | 106 |
| 1 民間ボランティアの確保 | 106 |
| (1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実 | 106 |
| (2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供 | 106 |
| (3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等 | 106 |
| 2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実 | 107 |
| (1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実 | 107 |
| (2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実 | 107 |
| (3) 更生保護サポートセンターの設置の推進 | 109 |
| 3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等 | 109 |
| (1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化 | 109 |
| (2) 更生保護事業の在り方の見直し | 110 |
| 4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進 | 110 |
| (1) 再犯防止活動への民間資金の活用を検討 | 110 |
| (2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究 | 111 |
| 5 民間協力者との連携の強化 | 111 |
| (1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築 | 111 |
| (2) 犯罪をした者等に関する情報提供 | 111 |
| (3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有 | 112 |

| | |
|--|-----|
| Column 7 再犯防止を支える民間協力者の方々 | 113 |
|--|-----|

| | |
|--|-----|
| Column 8 更生保護制度施行70周年 ～民間の発意によって生まれた更生保護制度の歴史について～ | 120 |
|--|-----|

| | |
|-----------------------------|-----|
| 第2節 広報・啓発活動の推進等 | 121 |
| 1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進 | 121 |
| (1) 啓発事業等の実施 | 121 |
| (2) 法教育の充実 | 122 |
| 2 民間協力者に対する表彰 | 124 |

| | |
|---|-----|
| Column 9 「人は変われる。一緒なら。」 — “社会を明るくする運動” フラッグアーティスト・谷村新司さんの活動から — | 124 |
|---|-----|

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

第1節 地方公共団体との連携強化等 128

- 1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援 128
 - (1) 再犯防止担当部署の明確化 128
 - (2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援 128
 - (3) 地域のネットワークにおける取組の支援 130
 - (4) 資金調達手段の検討の促進 130
- 2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 130
- 3 地方公共団体との連携の強化 131
 - (1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供 131
 - (2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有 131
 - (3) 国・地方協働による施策の推進 131
 - (4) 国の施策に対する理解・協力の促進 132

Column



島根あさひ社会復帰促進センターとの連携によるコウゾ栽培 132

第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

第1節 関係機関の人的・物的体制の整備等 136

- 1 関係機関における人的体制の整備 136
- 2 関係機関の職員等に対する研修の充実等 136
- 3 矯正施設の環境整備 136

特集 依存症対策

第1節 我が国における依存症の現状等 138

- (1) 依存症とは何か 138
- (2) 依存症の現状 138
- (3) 依存症と犯罪の現状 140
- (4) 依存症全般への対策 140

Column



依存症のメカニズムと回復について 141

第2節 薬物依存症者への指導と支援 143

- (1) 矯正施設における取組 143
- (2) 保護観察所や更生保護施設における取組 144
- (3) 麻薬取締部における取組 145
- (4) 保健医療関係機関における取組 145
- (5) 民間団体の取組 148
- (6) 地方公共団体における取組 148